



# 富山大学学報

## 第252号

### 目 次

関 係 法 令	2	第66回東海・北陸地区国立大学	
学 内 規 則	2	学生部課長会議の開催	22
富山大学と民間等との共同研究		第8回全国大学保健管理協会北陸地区	
取扱規則の制定	2	保健婦・看護婦班研究会の開催	22
富山大学と民間等との共同研究		寄 稿〈瘴癘の地を旅して〉	22
実施細則の制定	4	職 員 消 息	25
富山大学経済学部規則の一部改正	18	主 要 行 事	26
諸 会 議	19	資 料	29
学 事	20	昭和59年度富山大学学部学生数	29
学位取得者	20	昭和59年度富山大学大学院学生数	30
人 事 異 動	20	昭和59年度富山大学専攻科学生数	30
学 内 諸 報	20	昭和59年度富山大学聴講生，研究生数	31
叙位・叙勲	20	昭和59年度富山大学経営短期大学部学生数	31
海外渡航者	21		
学内レクリエーション〈ソフトボール			
大会，見学小旅行(文化部会)〉	21		



の長は、本学共同研究の代表者（以下「研究代表者」という。）の所属する部局長に別に定める共同研究申込書を提出するものとする。

（共同研究の受入れの決定等）

第5条 共同研究の受入れは、教授会（トリチウム科学センターにあつては運営委員会）の議に基づき部局長が決定する。

2 部局長は、前項の受入れの決定に当たっては、別に定める手続きにより、あらかじめ共同研究員の受入れの枠及び共同研究経費の配分を必要とする場合は共同研究経費の配分を受けて行うものとする。

3 部局長は、第1項の受入れを決定したときは、学長並びに契約担当官及び民間機関等の長にその旨を通知し、かつ、学内に公表するものとする。

（契約の締結）

第6条 契約担当官は、前条第3項の通知を受けたときは、民間機関等の長と共同研究に関する契約を締結し、その旨を学長に報告し、部局長に通知するものとする。

（研究料）

第7条 共同研究員の研究料の額は、1人につき年額360,000円とし、月割り計算は行わない。

2 同一年度内において、研究期間を延長することとした場合には、同一の共同研究員に係る研究料は、改めて徴収しない。

3 既納の研究料は、還付しない。

（共同研究に要する経費等）

第8条 本学は、本学の施設・設備を共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持・管理に必要な経常経費等を負担する。

2 民間機関等は、共同研究を遂行するため、前項により本学が負担するもののほか、特に必要となる謝金、旅費、消耗品等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）を負担する。

3 本学は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができる。

（共同研究における設備等の取扱い）

第9条 共同研究に要する経費により取得した設備等は、本学に帰属する。

2 共同研究の遂行上必要な場合には、民間機関等から直接経費のほか、その所有に係る設備を受け入れることができる。

3 当該民間機関等の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を本学に搬入すること

が困難な場合には、研究上必要な限度内で、当該設備が所在する施設で研究を行うことができる。この場合において、本学の教官にあつては研究用務のための出張として取り扱う。

（研究期間及び継続研究）

第10条 共同研究は、受入れが決定された日の属する年度内に完了するものとする。ただし、特に必要がある場合は、年度を超えて研究を継続することができる。

2 前項ただし書の場合の手續等については、年度内に完了する共同研究に準じて行う。

（共同研究の中止等）

第11条 研究代表者は、共同研究を中止し、又は研究期間を延長する必要が生じたときは、直ちに部局長にその旨を報告しなければならない。

2 部局長は、前項の報告を受けた場合において、天災その他研究の遂行上やむを得ない事由があるときは、教授会の議に基づき、民間機関等の長と協議の上、当該共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合、部局長は、学長及び契約担当官にその旨を通知するものとする。

（特許出願）

第12条 学長又は民間機関等の長は、本学の教官又は共同研究員が共同研究の結果それぞれ独自に発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ、それぞれ相手方の同意を得るものとする。

2 学長及び民間機関等の長は、本学の教官及び共同研究員が共同研究の結果共同して発明を行った場合において、特許出願を行おうとするときは、持分等を定めた共同出願契約を締結の上、共同出願を行うものとする。ただし、本学が民間機関等の長から特許を受ける権利を承継した場合は、学長が単独で出願を行うものとする。

3 学長は、前項の共同出願契約を締結する場合は、合意予定の持分案について、本学発明委員会に諮るものとする。

（特許権等の実施）

第13条 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、国が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「国が承継した特許権等」という。）を民間機関等又は民間機関等の指定する者に限り、共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

2 学長は、共同研究の結果生じた発明につき、民間機関等との共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「共有に係る特許権等」という。）を民間機関等の指定する者に限り、共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができる。

3 学長は、第1項の場合において、民間機関等若しくは民間機関等の指定する者が国が承継した特許権等を、第2項の場合において、民間機関等の指定する者が共有に係る特許権等を、それぞれ優先的実施期間中、その第2年次以降において正当な理由なく実施しないとき、又は当該特許権等を優先的に実施させることが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、民間機関等及び民間機関等の指定する者以外の者に対し当該特許権等の実施を許諾することができる。

（実施料）

第14条 本学は、国が承継した特許権等又は共有に係る特許権等の実施を許諾したときは、実施契約を締結の上、実施料を徴収する。

（特許料等）

第15条 民間機関等は、共有に係る特許権等に関する出願費、特許料等（以下「出願費等」という。）一切の費用を負担する。

2 民間機関等は、前項に規定する出願費等を負担し

ないときは、当該特許権等に係る自己の持分を本学に譲渡する旨の「譲渡証書」を提出するものとする。  
（実用新案権等の取扱い）

第16条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第12条から第15条までの規定を準用する。  
（研究成果等の報告）

第17条 研究代表者は、共同研究が終了したときは、研究成果の概要、研究組織及び共同研究に要した経費について、速やかに部局長を経て学長に報告しなければならない。

（研究成果の公表）

第18条 学長は、共同研究による研究成果の公表の時期及び方法について、必要な場合には、民間機関等の長と協議により定めるものとする。

（細 則）

第19条 この規則に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和59年10月26日から施行する。

▶富山大学と民間等との共同研究取扱規則の制定理由  
民間等との共同研究の取扱いについて（昭和58年5月11日付け文学助第195号通知）に基づき、本学における民間等外部の機関との共同研究の適切な実施を図るため、必要な事項を定める。

## 富山大学と民間等との共同研究実施細則の制定

富山大学と民間等との共同研究実施細則を次のとおり制定する。

昭和59年10月26日

富山大学長 柳 田 友 道

### 富山大学と民間等との共同研究実施細則

（趣 旨）

第1条 この細則は、富山大学と民間等との共同研究取扱規則（以下「規則」という。）第19条の規定に基づき、共同研究の申込み手続等に関して必要な事項を定めるものとする。

（共同研究申込書）

第2条 規則第4条の申込書は、共同研究申込書（別紙第1号様式）によるものとし、規則第10条第2項の継続研究を行う場合の申込書は、共同研究申込書（別紙第1号の2様式）によるものとする。

（受入れ枠配分等の申請）

第3条 部局長は、規則第5条第2項及び第10条第2項の規定により、民間等共同研究員の受入れ枠及び

共同研究経費の配分を申請する場合は、民間等との共同研究申請書（別紙第2号様式、継続研究にあっては別紙第2号の2様式）を学長に提出しなければならない。

（共同研究計画書の提出）

第4条 部局長は、前条の規定による共同研究経費配分に係る文部省の査定結果に基づき、民間機関等の長と最終的に合意し作成した民間等との共同研究計画書（別紙第3号様式）を学長に提出しなければならない。

（受入れ決定の通知）

第5条 規則第5条第3項の契約担当官に対する共同研究受入れ決定の通知は、共同研究受入れ決定通知書（別紙第4号様式）に第2条の共同研究申込書の

写及び前条の民間等との共同研究計画書の写を添付して行うものとする。

(学内公表の方法)

第6条 規則第5条第3項の共同研究の受入れ決定の学内への公表は、評議会に報告した後、富山大学学報により行うものとする。

(共同研究契約書)

第7条 規則第6条の契約は、共同研究契約書(別紙第5号様式)により締結するものとする。

(研究成果等の報告)

第8条 規則第17条の学長に対する報告は、民間等との共同研究実施報告書(別紙第6号様式)によるものとする。

附 則

この細則は、昭和59年10月26日から施行する。

▶富山大学と民間等との共同研究実施細則の制定理由

富山大学と民間等との共同研究取扱規則に基づき、共同研究の実施に関し、必要な事項を定める。

別紙第1号様式

昭和 年度共同研究申込書(新規)

1. 共同研究の概要等

機 関 名 : \_\_\_\_\_

研 究 題 目					
研 究 の 概 要		(何をどのように進めようとするか具体的に記入すること。 また、2年以上の継続研究の場合には、全体の概要も記入すること。)			
研 究 の 特 色 ・ 意 義		(独創性、必要性等について具体的に記入すること。)			
この研究に関連する国内及び国外における研究状況					
富 山 大 学 の 研 究 組 織  (研究代表者※印) (及び研究分担者)		氏 名	部局・職	現在の専門	役 割 分 担
民間機関 等の研究 組織	機関名, 住所, 主な事業内容				
	民間機関等の共同研究員	氏 名	所属機関・部局・職	現在の専門	役 割 分 担

研究を実施する施設	(研究を実施する富山大学内の施設について具体的に記入すること。 なお、民間機関等の所有する特定の設備をその所在する施設において使用する場合は、その設備名、施設名等を記入すること。)			
事務連絡先	機 関 名	担当課・係名	担当者氏名	電 話

2. 共同研究に要する経費

(1) 共同研究に要する直接経費の総額及びその内訳

(単位：千円)

直 接 経 費			計
諸 謝 金	旅 費	研 究 費	

(2) 2年以上継続する共同研究の場合、その共同研究に要する直接経費の全体計画

(単位：千円)

年 度	年 度	— — — —	計

別紙第1号の2様式

昭和 年度共同研究申込書(継続)

1. 共同研究の概要等

機 関 名： \_\_\_\_\_

研 究 題 目				
昭和 年度以降の研究計画・方法				
当初計画との変更点	(研究計画・方法、設備等について、当初の方針を変更した場合には、 その変更点及びその理由を記入すること。)			
昭和 年度の研究経過	(研究の進展状況、新たに得られた知見等について記入すること。)			
富 山 大 学 の 研 究 組 織  (研究代表者※印 及び研究分担者)	氏 名	部局・職	現在の専門	役 割 分 担

民間機関等の研究組織	機関名, 住所, 主な事業内容				
	民間機関等の共同研究員	氏 名	所属機関・部局・職	現在の専門	役 割 分 担
研究を実施する施設		(研究を実施する富山大学内の施設について具体的に記入すること。 なお, 民間機関等の所有する特定の設備をその所在する施設において使用する場合は, その設備名, 施設名等を記入すること。)			
事務連絡先	機 関 名	担当課・係名	担当者氏名	電 話	

2. 共同研究に要する経費

(1) 共同研究に要する直接経費の総額及びその内訳

(単位: 千円)

直 接 経 費			計
諸 謝 金	旅 費	研 究 費	

(2) 2年度以上継続する共同研究の場合, その共同研究に要する直接経費の全体計画

(単位: 千円)

年度	年度	年度	— — — —	計

別紙第2号様式

昭和 年度民間等との共同研究申請書(新規)

1. 共同研究の概要等

機 関 名: \_\_\_\_\_

研 究 題 目	区 分
研 究 の 概 要	(何をどのように進めようとするか具体的に記入すること。 また, 2年以上の継続研究の場合には, 全体の概要も記入すること。)
研 究 の 特 色 ・ 意 義	(独創性, 必要性等について具体的に記入すること。)
この研究に関連する国内及び国外における研究状況	

富 山 大 学 の 研 究 組 織  ( 研究代表者※印 ) ( 及び研究分担者 )	氏 名	部局・職	現在の専門	役 割 分 担
民間機関 等の研究 組織	機関名, 住 所, 主な事 業内容	( 共同研究契約を締結する相手機関について記入すること。 )		
	共同研究の ため受け入 れる民間等 共同研究員	氏 名	所属機関・部局・職	現在の専門
研究を実施する施設	( 研究を実施する富山大学内の施設について具体的に記入すること。 ) ( なお, 民間機関等の所有する特定の設備をその所在する施設にお いて使用する場合は, その設備名, 施設名等を記入すること。 )			
事 務 連 絡 先	機 関 名	担当課・係名	担当者氏名	電 話

(注) 「区分」欄には, 「民間等との共同研究の申請等について」(文部省学術国際局長通知) の記の1 の表  
中の記号 (A)~(C) を記入すること。

2. 共同研究に要する経費

(1) 共同研究に要する経費の総額及びその負担内訳

(単位: 千円)

負担区分	直 接 経 費				経 常 経 費 等			合 計
	諸 謝 金	旅 費	研 究 費 ( 校 費 )	小 計	施設関係	設備関係	小 計	
富山大学								
民間機関等					—	—	—	
合 計								

(2) 富山大学が直接経費の一部を負担する場合に別途配分を要する共同研究経費(校費)の申請額

申 請 額	千円
-------	----

(注) 申請額は, 民間機関等が負担する直接経費の  $\frac{1}{2}$  以内を一応の目安とすること。

(3) 共同研究に要する経費の積算内訳

① 直接経費

区 分	富 山 大 学			民 間 機 関 等			備 考
	員 数	単 価	金 額	員 数	単 価	金 額	
諸 謝 金 ○ ○ ○		円	千円		円	千円	
旅 費							



研究調査旅費							
教授							
○ ○							
研 究 費							
備 品 費							
○ ○ ○							
消 耗 品 費							
○ ○ ○							
光 熱 水 料							
○ ○ ○							
○ ○ ○ ○							
○ ○ ○ ○							
合 計			( )				

(注) 合計欄の( )内には、別途配分を要する共同研究経費の申請額を内数で記入すること。

② 経常経費等

区 分	金 額	備 考
1. 施 設 関 係	千円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
2. 設 備 関 係		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
合 計		

(注) 経常経費等の算定方法は、次によること。

(1) 施設関係

当該共同研究の用に供する施設（直接経費としての研究費のうち、消耗品費及び光熱水料の積算対象となる研究設備の所在する研究施設並びに水槽・風洞等の研究施設）に係る使用料相当額を、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の使用料に準じて算出するものとする。

(2) 設備関係

当該共同研究の用に供する設備（直接経費としての研究費のうち、消耗品費及び光熱水料の積算対象となる既存の研究設備）に係る維持費（当該設備を正常に維持・運転するために必要な保守・点検費、交換部品等の消耗品費等の経費）及び機器損料（定額法による）を、当該年度の全使用時間数に対する当該共同研究の使用時間数の割合を乗じて算出するものとする。

(3) 「民間等との共同研究の申請等について」(文部省学術国際局長通知)の記の1の表中(C)に該当する共同研究の場合には、当該共同研究のために主として使用する施設及び設備を経常経費等の算定対象とすること。

(4) 2年度以上継続する共同研究の場合、その共同研究に要する経費の全体計画

(単位：千円)

区 分	年 度	年 度	— — — — —	合 計
富山大学	( )			
民間機関等				
合 計				

(注) 富山大学の欄の( )内には、本年度に申請する共同研究経費を内数で記入すること。

(備 考)

「民間等との共同研究の申請等について」(文部省学術国際局長通知)の記の1の表中(B)に該当する場合には、本申請書の2の(2)について、並びに同表中(C)に該当する場合には、本申請書の2の(2)、2の(3)の①及び2の(4)について、それぞれ記載不要のこと。

別紙第2号の2様式

昭和 年度民間等との共同研究申請書(継続)

1. 共同研究の概要等

機 関 名： \_\_\_\_\_

研 究 題 目	区 分			
昭和 年度以降の研究 計画・方法				
当初計画との変更点		(研究計画・方法、設備等について、当初の方針を変更した場合には、 その変更点及びその理由を記入すること。)		
昭和 年度の研究経過		(研究の進展状況、新たに得られた知見等について記入すること。)		
富 山 大 学 の 研 究 組 織  (研究代表者※印) 及び研究分担者)	氏 名	部局・職	現在の専門	役 割 分 担
民間機関 等の研究 組織	機関名、住 所、主な事 業内容	(共同研究契約を締結する相手機関について記入すること。)		

民間機関等の研究組織	共同研究のため受け入れる民間等共同研究員	氏 名	所属機関・部局・職	現在の専門	役割分担
研究を実施する施設		(研究を実施する富山大学内の施設について具体的に記入すること。 なお、民間機関等の所有する特定の設備をその所在する施設において使用する場合は、その設備名、施設名等を記入すること。)			
事務連絡先	機 関 名	担当課・係名	担当者氏名	電 話	

(注) 「区分」欄には、「民間等との共同研究の申請等について」(文部省学術国際局長通知)の記の1の表中の記号〔(A)~(C)〕を記入すること。

2. 共同研究に要する経費

(1) 共同研究に要する経費の総額及びその負担内訳

(単位：千円)

負担区分	直 接 経 費				経 常 経 費 等			合 計
	諸謝金	旅 費	研究費	小 計	施設関係	設備関係	小 計	
富山大学			(校費)					
民間機関等					——	——	——	
合 計								

(2) 富山大学が直接経費の一部を負担する場合に別途配分を要する共同研究経費(校費)の申請額

申 請 額	千円
-------	----

(注) 申請額は、民間機関等が負担する直接経費の  $\frac{1}{2}$  以内を一応の目安とすること。

(3) 共同研究に要する経費の積算内訳

① 直接経費

区 分	富 山 大 学			民 間 機 関 等			備 考
	員数	単 価	金 額	員数	単 価	金 額	
諸 謝 金 ○ ○ ○		円	千円		円	千円	
旅 費 研究調査旅費 教授 ○ ○							
研 究 費 備 品 費 ○ ○ ○							
消 耗 品 費 ○ ○ ○							

光 熱 水 料 ○ ○ ○  ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○							
合 計			( )				

(注) 合計欄の( )内には、別途配分を要する共同研究経費の申請額を内数で記入すること。

② 経常経費等

区 分	金 額	備 考
1. 施 設 関 係 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	千円	
2. 設 備 関 係 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		
合 計		

(注) 経常経費等の算定方法は、次によること。

(1) 施設関係

当該共同研究の用に供する施設（直接経費としての研究費のうち、消耗品費及び光熱水料の積算対象となる研究設備の所在する研究施設並びに水槽・風洞等の研究施設）に係る使用料相当額を、国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の使用料に準じて算出するものとする。

(2) 設備関係

当該共同研究の用に供する設備（直接経費としての研究費のうち、消耗品費及び光熱水料の積算対象となる既存の研究設備）に係る維持費（当該設備を正常に維持・運転するために必要な保守・点検費、交換部品等の消耗品費等の経費）及び機器損料（定額法による）を、当該年度の全使用時間数に対する当該共同研究の使用時間数の割合を乗じて算出するものとする。

(3) 「民間等との共同研究の申請等について」(文部省学術国際局長通知)の記の1の表中(C)に該当する共同研究の場合には、当該共同研究のために主として使用する施設及び設備を経常経費等の算定対象とすること。

(4) 2年度以上継続する共同研究の場合、その共同研究に要する経費の全体計画

(単位：千円)

区 分	年 度	年 度	— — —	合 計
富 山 大 学	( )			
民 間 機 関 等				
合 計				

(注) 富山大学の欄の( )内には、本年度に申請する共同研究経費を内数で記入すること。

(備 考)

「民間等との共同研究の申請等について」(文部省学術国際局長通知)の記の1の表中(B)に該当する場合

には、本申請書の2の(2)について、並びに同表中(C)に該当する場合には、本申請書の2の(2)、2の(3)の①及び2の(4)について、それぞれ記載不要のこと。

別紙第3号様式

昭和 年度民間等との共同研究計画書

機関名： \_\_\_\_\_

研 究 題 目					
研 究 の 概 要 等 (申請書との主な相違点)					
研 究 組 織	区分	氏 名	所属機関・部局・職	役 割 分 担	
	富山大学	(研究代表者には) ※印を付すこと。			
	民間機関等				
共同研究に要する経費	区 分	富 山 大 学		民 間 機 関 等	
		申請書に記載の 経費見積り	最終的に合意した 経費見積り	申請書に記載の 経費見積り	最終的に合意した 経費見積り
		千円	千円	千円	千円
	直接経費 諸謝金 旅費 研究費	( )	( )		
	経常経費等 施設関係 設備関係			_____	_____
合 計					

(注) 「共同研究に要する経費」欄について、富山大学の負担に係る直接経費のうち研究費の欄の( )内には、別途配分を受ける共同研究経費を内数で記入すること。

別紙第4号様式

共同研究受入れ決定通知書

第 号  
昭和 年 月 日

契約担当官 殿

部 局 長 印

昭和 年 月 日付で（民間機関等の名称）申請の共同研究を受け入れることに決定しましたので通知します。

なお、共同研究の内容は、別紙共同研究申込書(写)及び共同研究計画書(写)のとおりですので契約の締結方よろしくお願いします。

別紙第5号様式

民間等との共同研究契約書

富山大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約を締結するものとする。

（共同研究の題目等）

第1条 甲及び乙は、次の共同研究を実施するものとする。

- (1) 研究題目
- (2) 研究目的及び内容
- (3) 研究実施場所

（研究期間）

第2条 本共同研究の研究期間は、昭和 年 月 日から昭和 年 月 日までとする。

（共同研究に従事する者）

第3条 甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究に参加させるものとする。

- 2 甲は、乙が本共同研究に参加させる者を民間等共同研究員として受け入れるものとする。
- 3 乙は、乙が本共同研究に参加させる別表第1に掲げる民間等共同研究員に係る研究料360,000円を負担するものとする。

（共同研究に要する経費）

第4条 本共同研究に要する経費は別表第2に掲げる経費（以下「研究経費」という。）とする。

（研究料及び研究経費の納付）

第5条 乙は、第3条第3項に規定する研究料及び第4条の別表中乙に係る研究経費を研究開始日として第2条に規定する昭和 年 月 日までに富山大学歳入徴収官の発する納入告知書により、それぞれ、納付しなければならない。

- 2 乙が所定の納付期限までに前項の研究料及び研究経費を納付しないときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に年8.25%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（研究経費により取得した設備等の帰属）

第6条 研究経費により取得した設備等の所有権は、甲に帰属するものとする。

（施設、設備の提供等）

第7条 甲は、別表第3に掲げる施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。

2 甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合における設備の搬入及び据付けに要する費用は、乙が負担するものとする。

3 甲は、乙の所有する特定の設備を使用することが必要であり、当該設備を甲に搬入することが困難な場合には、当該設備が所在する施設において研究を行うことができるものとする。

4 前項に規定する設備の使用料は無償とし、その所在地、名称等は別表第4に掲げるものとする。

(研究の中止又は期間の延長)

第8条 天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議のうえ、本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。

(研究の中止等に伴う研究経費等の取扱い)

第9条 前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第5条第1項の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、甲は不用となった額の範囲内でその全部又は一部を乙に返還することができる。

2 甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときは、第7条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態乙に返還するものとする。ただし、設備の返還に要する費用は乙の負担とする。

(特許出願)

第10条 甲は、甲に属する教官が、本共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利を国が承継した場合において特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ乙の同意を得るものとする。

2 乙は、乙に属する民間等共同研究員が、本共同研究の結果独自に発明を行い、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該発明を独自に行ったことについて、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

3 甲及び乙は、甲に属する教官及び乙に属する民間等共同研究員が本共同研究の結果共同して発明を行い、当該発明に係る特許を受ける権利のうち、甲に属する教官の持分を国が承継した場合において、当該発明に係る特許出願を行おうとするときは、当該特許を受ける権利に係る甲及び乙の持分等を定めた共同出願契約を締結のうえ、共同して出願を行うものとする。

ただし、乙から当該特許を受ける権利を承継した場合は、甲が単独で出願するものとする。

(優先的实施)

第11条 甲は、本共同研究の結果生じた発明であって甲に承継された特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された特許権等」という。)を乙又は乙の指定する者に限り、本共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

2 甲は、本共同研究の結果生じた発明であって甲及び乙の共有に係る特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権(以下「共有に係る特許権等」という。)を、乙の指定する者に限り、本共同研究完了の日から7年を超えない範囲内において優先的に実施させることができるものとする。

(第三者に対する実施の許諾)

第12条 甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された特許権等を、前条第1項に規定する優先的实施の期間(以下「優先実施期間」という。)中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙及び乙の指定する者以外の者(以下「第三者」という。)に対し当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

2 前項の規定は、乙の指定する者が共有に係る特許権等を前条第2項に規定する優先実施期間中その第2年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。

3 甲は、前条第1項の規定により乙又は乙の指定する者に優先的实施を許諾した場合において当該実施を

許諾したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先的实施期間中においても第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

4 甲は、第三者が共有に係る特許権等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

5 甲は、第2項及び第4項の規定により第三者に対し共有に係る特許権等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該特許権等の実施を許諾することができるものとする。

(実施料)

第13条 甲に承継された特許権等を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙の共有に係る特許権等を乙が実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。

3 甲及び乙の共有に係る特許権等を、乙の指定する者又は第三者に実施させた場合の実施料は、当該特許権等に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに帰属するものとする。

(特許料等)

第14条 乙は、共有に係る特許権等に関する出願書、特許料等（以下「出願費等」という。）一切の費用を負担するものとする。

2 乙は、前項に規定する出願費等を負担しないときは、当該特許権等に係る自己の持分を甲に譲渡する旨の「譲渡証書」を甲に提出するものとする。

(実用新案権等の取扱い)

第15条 実用新案権及び実用新案登録を受ける権利については、第10条から第14条に準じて取り扱うものとする。

(協 議)

第16条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約の締結を記するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

昭和 年 月 日

甲 富山市五福3190番地

契約担当官

富山大学事務局長

乙



別表第1 (第3条関係)

区分	氏 名	所属部局・職名
甲	研究代表者には ※印を付すこと	
乙		

別表第2 (第4条関係)

区分	直接経費	経常経費等	合 計
甲	円	円	円
乙		———	
合計			

別表第3 (第7条関係)

区分	施設の名称 及び 設置場所	設 備		
		名 称	型式・仕様	数量
甲				
乙	———			

別表第4 (第7条関係)

乙の所有する設備			
所在地	名 称	型式・仕様	数量

別紙第6号様式

昭和 年度民間等との共同研究実施報告書

1. 研究成果の概要等

機 関 名: \_\_\_\_\_

研 究 題 目	
研究実施の方法, 経過等	(何をいかなる方法でどのような経過で行ったか, 簡明に記入すること。)
研究成果の概要 [研究が継続する ものについては 本年度における 成果の概要]	(研究成果の概要を簡明に記入すること。)

研究成果の今後の活用等 [研究が継続するものについては今後の方針等]	(学会誌等での発表, 特許等の出願の見通し等を含め, なるべく箇条書き) とすること。				
研究組織	区分	氏名	所属機関・部局・職	現在の専門	役割分担
	富山大学	(研究代表者には) ※印を付すこと。			
	民間機関等				

2. 共同研究経費(直接経費)の支出実績額

(単位: 千円)

区 分		諸 謝 金	旅 費	研 究 費	合 計
富 山 大 学	年度示達額	—	—		
	年度支出実績額				
民 間 機 関 等	年度示達額				(繰越額: )
	年度支出実績額				
合 計	年度示達額				(繰越額: )
	年度支出実績額				

富山大学経済学部規則の一部改正

富山大学経済学部規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

昭和59年10月26日

富山大学長 柳 田 友 道

富山大学経済学部規則の一部を改正する規則

富山大学経済学部規則(昭和50年6月27日制定)の一部を次のように改正する。

別表第1 授業科目及び単位数の経済学科, 経営学科及び経営法学科の各表中

国際経営論	国際金融論	4			4
	貿易理論	4			4
	国際投資論	4			4
	多国籍企業論	4			4

国際経営論	国際経営論	4			4
	比較経営論	4			4
	国際マーケティング論	4			4

に改める。

附 則

- この規則は, 昭和59年10月26日から施行し, 昭和59年10月1日から適用する。
- 昭和59年4月1日以前の専門教育課程移行者については, なお従前の例による。

▶富山大学経済学部規則の改正理由  
 学科目国際経営論の授業科目を整理し、教育内容の

充実を図るため、所要事項を改める。

## 諸 会 議

### 昭和59年度第6回学寮補導委員会（10月3日）

#### （報告事項）

(1)寮生との「話し合い」の結果について

#### （審議事項）

(1)受験生宿泊について

### 昭和59年度第2回部局長懇談会（10月5日）

#### （審議事項）

- (1)教養部と学部との相互乗入れ審議促進について  
 (2)富山大学と民間等との共同研究取扱規則について

### 公務員宿舎委員会（10月9日）

#### （審議事項）

- (1)公務員宿舎の貸与及び貸与替候補者の選考について  
 (2)昭和60年度の合同富山西田地方宿舎の設置計画について

### 昭和59年度第2回教務委員会（10月19日）(持ち回り)

#### （審議事項）

(1)昭和60年度私費外国人留学生の入学選考

### 昭和59年度第4回附属図書館商議会（10月22日）

#### （報告事項）

- (1)休館措置に伴う業務の経緯について  
 (2)電算化に伴う業務の経緯について

#### （審議事項）

(1)昭和59年度基本参考図書購入について

### 計算機センター運営委員会（10月23日）

#### （報告事項）

(1)業務報告

#### （審議事項）

- (1)年報発行について  
 (2)決算について

### 昭和59年度第3回事務協議会（10月23日）

#### （審議事項）

(1)当面の諸問題について

### 昭和59年度第6回評議会（10月26日）

#### （報告事項）

- (1)東海・北陸地区国立大学長会議について  
 (2)教官人事について（教育学部）  
 (3)転学科について  
 (4)学生の懲戒について  
 (5)学生の動向について

#### （審議事項）

- (1)富山大学と民間等との共同研究取扱規則の制定（案）について（継続審議事項）  
 (2)富山大学において任用する外国人教員の任期に関する規則の制定(案)について  
 (3)富山大学経済学部規則の一部改正(案)について  
 (4)昭和59年9月卒業者の認定について（経済学部）  
 (5)転学部について

### 昭和59年度第3回部局長懇談会（10月26日）

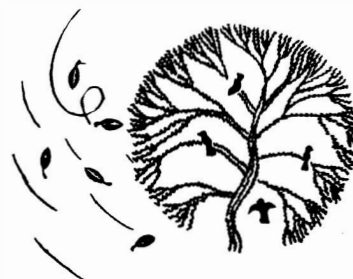
#### （審議事項）

(1)昭和59年度文部省在外研究員の追加推薦について

### 富山大学情報処理センター設置準備委員会(10月30日)

#### （審議事項）

(1)情報処理センター設置準備の進捗状況について



学 事

学 位 取 得 者

取得者	工学部 講師 吉川 和男	学位論文名	ホログラフィの特徴を生かした変位パ
学位の種類	工学博士（東京大学）		ターンの新しい計測法に関する研究
取得年月日	昭和59年9月20日		

人 事 異 動

異動区分	発令年月日	氏 名	異動前の所属官職	異 動 内 容	任命権者
採 用	59. 11. 1	山 橋 美 香		事務補佐員(経理部主計課)	富山大学長
	"	丸 本 理 恵 子		" (工学部)	"
昇 任	"	穴 山 彊	助教授(教育学部)	教授(教育学部)	文 部 大 臣
辞 職	59. 10. 20	奥 村 成 盛	技能補佐員(施設課大工)	辞職を承認する	富山大学長
退 職	59. 11. 1	永 井 正 夫	臨時用務員(教育学部作業員)	昭和59年10月31日限り退職した	"
公の名称の附加	59. 10. 1	松 永 良 成	工学部会計係経理主任	富山大学主任収入官吏所属出納員を命ずる	"
職務命令	59. 11. 1	高 井 正 三	文部技官(経理部主計課)	経理部主計課総務係情報処理センター業務主任を命ずる 経理部主計課総務係計算機センター業務主任を免ずる	"

学 内 諸 報

叙 位・叙 勲

○昭和59年秋の叙勲	名 誉 教 授 澤 泉 重 夫 勲三等旭日中綬章
11月3日の文化の日に、昭和59年秋の叙勲が発表	名 誉 教 授 深 井 三 郎 勲三等旭日中綬章
され、本学関係では次の方が受章されました。	元事務局長 安岡健次郎 勲三等瑞宝章



俱利伽羅で不動寺、猿ヶ馬場附近を散策し、自然の景観にひたるとともに、源平の昔に思いをめぐらし、殖生護国八幡宮を詣でたのです。

帰途は、砺波の散居村落、小矢部市のユニークな公共建築物（石動中学校、大谷中学校）などを車窓から眺め、夕闇の中を一路、富山市へと向いました。

### 第66回東海・北陸地区国立大学 学生部課長会議の開催

第66回東海・北陸地区国立大学学生部課長会議は、10月31日(水)、11月1日(木)の両日、富山大学の当番で13大学が参加して開催されました。

会議は、2日間にわたり下記の日程で行われ、協議事項として (1)高等学校の教育課程改訂に伴う、大学の対応について (2)全国国立大学学生部長協議会学生部組織小委員会の審議経過について (3)体育施設の管理運営について (4)高岡短期大学の加入についてそれぞれ意見交換が行われ、盛会のうちに終了しました。

#### 会 議 日 程

○10月31日(水) 第一会場	
13:00~13:30	受付
13:30~17:00	協議、記念撮影
17:00~	第二会場へ移動
18:30~	懇親会(宿泊)
○11月1日(木) 第二会場	
9:00~11:00	協議
11:30	富山駅にて解散

### 第8回全国大学保健管理協会北陸地区保健婦・ 看護婦班研究会の開催

第8回全国大学保健管理協会北陸地区保健婦・看護婦班研究会が全国大学保健管理協会北陸地方部会保健婦・看護婦班の地区行事として、本学の当番で下記の日程で開催されました。

この研究会は保健婦・看護婦の資質向上を図り、保健管理業務の充実発展を目的として開催されているものです。

#### 日 程

10月19日(金) 於 富山大学保健管理センター レク・セラピー室

10:30~12:00	講演「対人恐怖症について」 富山大学保健管理センター 教授 中 村 剛
12:00~12:30	昼 食
12:30~13:30	打合せ会
13:30~15:30	テーピング実習 アスレチックテープレナー ソニー企業株式会社 菅 井 靖 典

### 寄 稿

#### ＜瘴癘しょうれいの地を旅して＞

教養部助教授 溝 口 常 俊

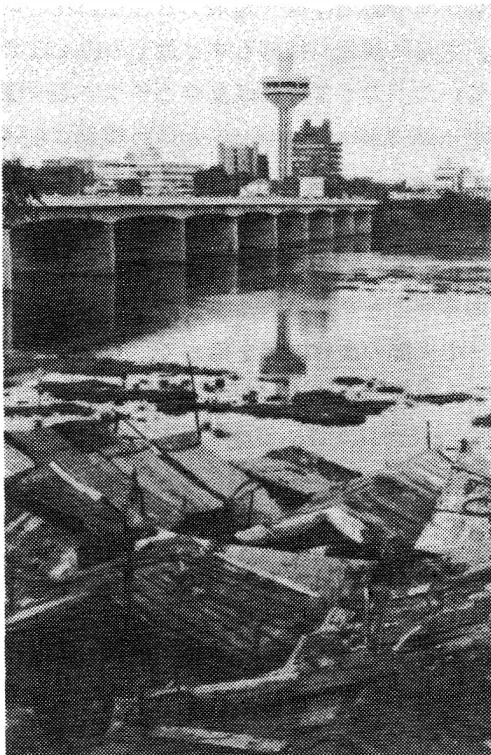
チョロマイカ〔チョロマイ(Let's go)というヒンダイを名古屋弁でもじった重松氏の造語)なるかけ声でこの旅は始まった。正式には「インド農村における市(market)とそれをめぐる商人集団の研究—現況と歴史的展開過程に関する調査—」と称するアカデミックな調査旅行であり、今回は'85年の南インド(決定)、'87年の東北インド(未定)、'89年の西北インド(未定)

と続く本調査に向けての予備調査である。日程の大半が政府諸機関、カウンターパートとなる各大学との折衝で費やされたが、そのため逆に、インドの4大都市デリー、ボンベイ、マドラス、カルカッタにはすべて立ち寄ることができたし、チーム自体が地理学(石原潤、著者)、歴史学(重松伸司)、文化人類学(鹿野勝彦)による混成部隊であったため、道中同行諸先生よ

り様々なレクチャーを受けることができ、小生にとっては贅沢な旅であった。

さて、7月23日午前2時40分デリー空港着。山賊を恐れてロビーで明け方まで待つ。瘴癘の地インド初体験の我が身にとって灼熱と食事と緊張感はいかんともしがたくすぐダウン。39度5分の熱と強烈な下痢で26、27日の丸2日間を棒にふる。しかし、この通過儀礼を終えるとあとは快調。日に日にインドの風土にとけこんでいった。

天と地と：まずアーメダバード。綿工業の盛んなことから東洋のマンチェスターともいわれ、あるいはマハトマ・ガンディーのアシュラムで有名なこの町に、富山市にもない回転展望レストランがある。昼食をとりに登ると、眼下にはサーバルマティー川がとうとうと流れ、その向うには一面の緑にみえかくれる町並、モスク、煙突のある工場が美しい。しばらくは美味しいインド料理に舌鼓みしながらその光景を楽しんでいた。ところが、なにげなく川べりに目をやると、少なくとも数百戸はあろうスラム小屋が所狭しとはびこっているではないか。片や、この展望台をこんな場所に建築した富豪インド人、またそこへ食事にやってくる富裕インド人。この差をまのあたりに見て愕然とする。



(サーバルマティー川の手前がスラム小屋、それを見おろすように聳えているのが回転展望レストラン)

同じく、ボンベイの回転展望レストラン。地理屋はすぐ高い所へ登りたがるのでこまるのだが、ここでは

晩さんを取りながら夜景を楽しんだ。マリンドライブの街灯は東洋の真珠といわれるだけあってロマンチックであったし、彼方の高層ビルの灯は宇宙都市をほうふつさせていた。しかし、ここでも漆黒の闇の中のスラムの住人、悲惨な生活に泣いている売春婦たちのことを思うと、やはり料理はすんなりとはのどを通らなかった。

約変：インド人の仕事ののろさは有名である。まさにそのとおりであった。マドラス、カルカッタのそれぞれの中央郵便局から書物を船便で送る作業をしたのだが、日本だったら30分で済むところをたっぷり半日はかかった。担当者をきいてもあっち、こっちとたらいまわしにされるし、やっと辿りついてもなかなか仕事をしてくれない。腹立たしいことこの上ないのだが、待てば必ず仕事をしてくれると信じて耐えつづけた。

列車も、立派な時刻表が作成されているにもかかわらず時間どおり発車することはまずない。2～3時間の遅れはざらであり、時には半日以上も遅れる。駅当局的な管理能力もなっていない。カルカッタのハウラー駅でのことであるが、次に発車する列車のホームが、発車直前までわからないのなかなか知らされない。列車到着まぎわにホームをまちがえていた人々が大挙線路へ飛びおりて大移動を始めるといった具合である。

都市、農村をとわず走っているインド人はまずみかけない。熱いせいもあろう、みな悠然と歩いている。時間に束縛されてあくせく生活している日本人にとって、いらだたしさを感じると同時に、時間を超越した生活ぶりには一種のうらやましさを感じる。ところが、そのスローな、ルーズなインド人が、一旦車を運転すると180°約変するのには驚く。

インドの乗り物には、リキシャ、サイクルリキシャ、オートリキシャ、タクシー、バス、ローリーとあるが、そのどれに乗せてもらってもこちらの寿命は確実にちぢまる。彼等運転手すべてがクラクションをならしつづけ、エンジンを全開にして前走車を追い越そうとする。それ故、走行車線を走っているより対向車線を走っている時間の方が長いくらいである。対向車を気にしていないというか、衝突するほんの2～3m直前に急ハンドルをきり、すり抜けるのである。実際に事故も多いからこわい。市街地を走る場合さらにこわく感じる。というのは、こうした車を無視して、もちろん信号も無視してひっきりなしに歩行者が道路を横切るからである。

食事：南インドのベジタリアンレストラン、タミー

ル大学の食堂でもそうであったが、そこへ入っておどろいた。最初に出てきたのがバナナ。といっても実ではなく葉っぱ一枚であった。お皿である。使い捨てであるからインド人にとっては清潔に感じられるのであろう。この葉っぱへボーイがライスを手盛りしてくれて、さらにその脇へ2～3種類のカレーをかけてくれた。はしはもちろんホークもスプーンもない。右手でかきまぜてぎこちなく口へ運ぶ。ボンカレーが食べたくなるほどこのカレーは辛い。辛いというより痛い。まさにとんがらし汁である。ここで日本でなら冷たい水を一気に飲みほすところなのだが、目の前に出されている水が飲めないのがつらい。三島由紀夫が晩年にインド訪問の際コーラで歯をみがいたとの伝説じみた話があるが、我々もそれほど神経質にはならなかったものの水には息をつかった。さらに困ったことに水のかわりに求めたチャイ(ミルクティー)、コーヒーが出ないのである。昼食時に飲むものではないらしい。やむを得ず、一日中開いている町の出店の茶店へ駆けこまねばならなかった。

バクシー：インドの町どこへ行っても物乞いに出会う。路上生活者、各種病人、目の不自由な遊吟詩人、老人、子供。この中で、とくに手足の一部がないハンセン病患者や、赤ん坊をかかえた4～5才の幼児の物乞いに手を出されたときには、バクシーには決して応じないと決心してきたにもかかわらず、思わず何パイサかを恵んであげずにはいられなかった。たちの悪い乞食もいる。カルカッタで、ある中年のびんびんした女性がタクシーの窓ごしに要求する。しつこさにまけて10パイサ渡したら受け取らない。最低20パイサ(紅茶1杯の値段が35パイサ)が相場のようなのである。ニューデリーで、隊長の石原氏が数人のサリーをまとった女性にかこまれた。何故もてるのだろうかとうらやましくながめていたら、それどころではなく、彼女たちは乞食集団であったのだ。30～40mの追跡をやったのことでふりきることができたものの顔が真っ青である。パスポートをポケットからすられたらしい。ところが親切といおうか何といおうか先の女性のうち1人が、これが落ちていたといって返しに来てくれた。お金以外は不要らしい。この事件以後、氏は例のさいふ付ハラ

巻き愛用者となった。

物乞いをふりきるにはどうしたらいいか。これは道路を飛び越えて他のブロックへ逃げれば良いことがわかった。乞食には乞食のテリトリーがあるようだ。彼等は他の領地まで決しておいかけてはこない。というわけで我々はしょっちゅう道路を飛び越えた。ところが逃げのびることができたと思ったのもつかの間、すぐ新地区での乞食集団の襲撃にあうはめになる。彼等から完全にのがれるには、乞食にもあわれまれるくらい身のすばらしい格好をするか、そうでなかったら絶えず小銭を用意しておくこと以外になさそうである。

3期作：2期作とか3期作がインドでおこなわれていることは聞いてはいたが、実際にその労働風景を見て驚いた。8月9日にマドラスからタンジョールまで南インドの水田地帯を列車で9時間の移動をした。車窓から外を眺めるとサトウキビ、バナナ、大麻畑が点在する中、水田が延々と続いている。日本なら稲穂がたれさがらんとしている時期なのだが、そこで最初に目に映ったのは女性が横一列になって田植えをしている光景であった。いまインドは田植えのシーズンなのかと思った。ところがそう思ったのもつかの間、ものの1分もたたないうちにこんどは稲刈の光景だ。田植えと稲刈が同一時期、同一地域でおこなわれているのである。さらに耕耘、種蒔もすぐ近くの田んぼでおこなわれていた。考えてみれば夏季と冬季に雨が降り、一年中が hot, hotter, hottest といわれるくらい熱い南インドでは、稲作は4・5月の乾燥した猛暑期を除けば一年のうちいつ始めてもいいわけである。

以上、インドを始めて訪ずれる人ならだれでも体験するであろうことを思いつくまま綴ってみた。来年は南インド中央部の農村に居を構えて、Sandai(定期市)にあつまる巡廻商人を追いかける旅になろう。(10月8日記)

▶筆者は、文部省科学研究費補助金(海外学術調査)により、昭和59年7月22日から昭和59年9月5日までインド農村における市(market)とそれをめぐる商人集団の研究のため、インドへ外国出張されましたので、特に寄稿を御依頼したものです。



職員消息

《新任者》

経 理 部

事務補佐員 山橋 美香  
(情報処理センター)

経済学部

助 教 授 小島 満

工 学 部

事務補佐員 丸本理恵子  
(生産機械工学科)

学 務 係 長 角井与志雄

《住所変更》

庶 務 部

文 部 技 官 蘆田 完

理 学 部

助 手 松原 勇

人文学部

外国人教師 グレゴール・ヘーフリガー

工 学 部

助 手 佐々木基文

人文学部・理学部

文部事務官 塚原 美幸

附属図書館

文部事務官 角井 葉子

教育学部

助 教 授 森 博

## 経営短期大学部

教 授 南 龍久

## 主 要 行 事

## 本 部

- 10月
- 1～3日 昭和59年度体育系サークルリーダー研修会  
(於 山野スポーツセンター)
- 1～9日 物品定期検査
- 2～4日 第40回東海・北陸地区国立学校等施設部課  
長会議(於 福井医科大学)
- 3日 第6回学寮補導委員会
- 4～5日 昭和59年度文部省共済組合地区別事務担当  
者打合せ会(於 平安会館)
- 5日 第2回部局長懇談会
- 6～7日 経理部レクリエーション(於 湯田中温泉)
- 8～9日 第42回東海・北陸地区国立大学長会議  
(於 愛知教育大学)
- 8日 金沢大学辰口共同研修センター運営協議会  
(於 辰口共同研修センター)
- 9日 公務員宿舎委員会  
胃の検診
- 12日 公開講座「現代史に学ぶ」開講(～11月10  
日まで)
- 16～19日 東海・北陸地区国立学校等係長研修  
(於 富山医科薬科大学 いこいの村)
- 17～18日 第5回全国国立大学学生部長会議  
(於 筑波大学)
- 18日 国大協理事会(於 国大協)  
昭和59年度東海・北陸地区管理事務協議会  
(於 三重大学)
- 19日 第39回東海・北陸地区国立学校等庶務部課  
長会議(於 三重大学)  
第8回全国大学保健管理協会北陸地区保健  
婦・看護婦班研究会(於 富山大学)  
第2回教務委員会(持ち回り)
- 20日 文化部会レクリエーション 見学小旅行
- 22日 学務(関係)係長会議
- 23日 昭和60年度科学研究費補助金公募要領等の  
説明会(於 名古屋大学)  
第3回事務協議会  
計算機センター運営委員会  
昭和59年度国立大学等経理部課長会議  
(於 東京医科歯科大学)
- 24日 循環器検診  
科学研究費補助金に関する説明会
- 24～25日 第41回国立大学学生部次長協議会  
(於 静岡大学)
- 25～26日 昭和59年度服務制度説明会  
(於 金沢合同庁舎)  
第66回東海・北陸地区国立学校等会計部課  
長会議(於 豊橋技術科学大学)
- 26日 第6回評議会  
第3回部局長懇談会
- 30日 情報処理センター設置準備委員会  
第11回東海・北陸地区国立学校施設担当者  
連絡協議会(於 福井大学)
- 31日～
- 11月1日 第66回東海・北陸地区国立大学学生部課長  
会議(於 富山大学)

## 人 文 学 部

- 10月1日 物品定期検査
- 3日 学部教務委員会
- 5日 胃の検診
- 12日 学部教務委員会  
教授会
- 15日 後学期授業開始  
専門教育課程移行者オリエンテーション
- 17日 第7回16大学人文系学部事務長会議  
(於 山口大学)

- |        |                              |                                 |
|--------|------------------------------|---------------------------------|
| 18日    | 循環器検診                        | ・教育心理学・特殊教育・幼児教育部門研究協議会（於 宇奈月町） |
| 18～19日 | 第21回16大学人文系学部長会議<br>（於 山口大学） | 29日 国立大学教育学部長会議（於 竹橋会館）         |
| 31日    | 教授会                          | 30日 日本教育大学協会第一部会（於 竹橋会館）        |
|        | 人事教授会                        | 31日 学部補導委員会                     |
|        | 学部補導委員会                      | 紀要編集委員会                         |

### 教育学部

- 10月2日 物品定期検査  
3日 附属学校運営委員会  
4～5日 日本教育大学協会北陸地区第二部会国語科・書道科合同研究協議会（於 信州大学）  
4～6日 国立大学教育学工学センター協議会及び研究会（於 福井大学）  
8日 胃の検診  
9日 人事教授会  
予算委員会  
11～12日 日本教育大学協会北陸地区第二部会音楽部門研究協議会（於 富山大学）  
12～13日 日本教育大学協会北陸地区第二部会外国語部門研究協議会（於 長野県埴科郡戸倉町）  
15日 学部補導委員会  
学部教務補導合同委員会  
学部教務委員会  
教授会  
16日 専門教育課程移行者オリエンテーション  
18～19日 秋季全国国立大学教育学部長会議  
（於 静岡市，浜松市）  
19～20日 日本教育大学協会北陸地区第二部会理科学研究協議会（於 富山大学）  
20日 教育実習終了  
22日 後学期授業開始  
23日 循環器検診  
25～26日 秋季北陸地区教員養成学部事務長協議会  
（於 福井大学）  
日本教育大学協会北陸地区第二部会社会科学研究協議会（於 上越教育大学）  
26～27日 日本教育大学協会北陸地区第二部会保健・保健体育科学研究協議会（於 大山町）  
日本教育大学協会北陸地区第二部会数学科研究協議会（於 上越教育大学）  
27～28日 日本教育大学協会北陸地区第二部会教育学

### 経済学部

- 10月4日 物品定期検査  
5日 転学部試験選考委員会  
8日 胃の検診  
各種委員選考委員会  
12日 学部教務委員会  
教授会  
13日 専門教育課程移行者オリエンテーション  
15日 後学期授業開始  
17日 人事教授会  
23日 循環器検診  
24日 学部教務委員会  
学部補導委員会  
27日 論集委員会  
29日 学部補導委員会

### 理学部

- 10月1日 物品定期検査  
5日 胃の検診  
12日 教授会  
理学研究科委員会  
15日 後学期授業開始  
専門教育課程移行者オリエンテーション  
18日 国立22大学理学部長会議（於 学士会館）  
循環器検診  
19日 国立大学理学部長会議（於 学士会館）  
20日 教職科目に関するオリエンテーション  
25日 学部補導委員会

### 工学部

- 10月  
4～5日 胃の検診

- 国立大学工学系事務長会議（於 横浜市）  
 9日 物品定期検査  
 15日 学部教務委員会  
 16日 学部改革検討委員会  
 図書委員会  
 17日 教授会  
 工学研究科委員会  
 17～18日 循環器検診  
 19日 専門教育課程移行者オリエンテーション  
 22日 後学期授業開始  
 23～24日 北陸信越地区国立大学工学部長会議  
 （於 福井大学）  
 31日 学部補導委員会

### 教 養 部

- 10月  
 1～2日 12大学教養部長・事務長協議会  
 （於 富山大学）  
 3日 推薦委員会  
 補導委員会  
 5日 物品定期検査  
 9日 胃の検診  
 11日 教授会  
 15日 昭和59年度後学期授業開始  
 17日 補導委員会  
 予算委員会  
 24日 循環器検診  
 31日 推薦委員会  
 内地・在外研究員に関する委員会  
 人事教授会  
 教授会

### 附属図書館

- 10月4日 物品定期検査  
 5日 胃の検診  
 8日 電算化ワーキンググループと富士通SEとの打合せ

- 15日 電算化ワーキンググループ打合せ  
 22日 第4回商議会  
 23日 電算化ワーキンググループと富士通SEとの打合せ  
 24日 循環器検診  
 29日 電算化ワーキンググループ打合せ  
 30日 電算化ワーキンググループ打合せ

### トリチウム科学センター

- 10月  
 1～3日 物品定期検査  
 9日 胃の検診  
 23日 循環器検診

### 保健管理センター

- 10月  
 4～8日 物品定期検査  
 9日 胃の検診  
 11日 昭和59年度北陸5大学合同健康増進合宿セミナー第2回打合せ会（於 金沢大学）  
 19日 第8回全国大学保健管理協会北陸地区保健婦・看護婦班研究会（於 富山大学）  
 24日 循環器検診

### 経営短期大学部

- 10月1日 後学期授業開始  
 4日 物品定期検査  
 4～7日 第25回経短祭  
 9日 胃の検診  
 12日 第34回国立短期大学主事・事務長会議  
 （於 竹橋会館）  
 19日 第7回教授会  
 第2回教務委員会  
 23日 循環器検診  
 25日 第1回入学者選抜学力試験委員会

資 料

昭和59年度富山大学学部学生数

(昭和59年10月1日現在)

学部	学科(課程)	入学 総		教 養 部						学 部						合 計					
		定員	定員	1 年 次			2 年 次			2 年 次			3 年 次			4 年 次			男	女	計
				男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
人文	人文学科	90	360	38	52	90	8	3	11	28	49	77	42	50	92	51	43	94	167	197	364
	語学文学科	80	320	14	66	80	6	7	13	21	73	94	26	57	83	43	56	99	110	259	369
	計	170	680	52	118	170	14	10	24	49	122	171	68	107	175	94	99	193	277	456	733
教育	小学校教員養成課程	140	560	26	119	145	3	0	3	25	113	138	48	91	139	43	116	159	145	439	584
	中学校教員養成課程	50	200	20	25	45	5	2	7	17	27	44	23	25	48	36	23	59	101	102	203
	養護学校教員養成課程	20	80	1	19	20	0	1	1	5	14	19	3	18	21	1	19	20	10	71	81
	幼稚園教員養成課程	30	120	0	30	30	0	1	1	0	29	29	0	29	29	1	30	31	1	119	120
	計	240	960	47	193	240	8	4	12	47	183	230	74	163	237	81	188	269	257	731	988
経済	経済学科	120	480	108	12	120	33	0	33	90	11	101	99	7	106	135	9	144	465	39	504
	経営学科	120	480	*91	29	*120	23	2	25	75	29	104	98	14	112	118	14	132	*405	88	*493
	経営法学科	60	240	52	8	60	12	1	13	43	12	55	51	8	59	58	5	63	216	34	250
	計	300	1,200	*251	49	*300	68	3	71	208	52	260	248	29	277	311	28	339	*1,086	161	*1,247
理	数学科	40	160	27	13	40	11	1	12	22	14	36	38	7	45	24	6	30	122	41	163
	物理学科	40	160	39	2	41	20	3	23	38	2	40	37	3	40	32	3	35	166	13	179
	化学科	40	160	21	19	40	5	1	6	24	16	40	24	18	42	15	12	27	89	66	155
	生物学科	30	120	21	9	30	6	2	8	24	8	32	18	9	27	19	8	27	88	36	124
	地球科学科	30	120	30	0	30	13	1	14	28	4	32	20	7	27	24	2	26	115	14	129
	計	180	720	138	43	181	55	8	63	136	44	180	137	44	181	114	31	145	580	170	750
工	電気工学科	50	200	49	0	49	23	0	23	41	0	41	55	0	55	48	0	48	216	0	216
	工業化学科	45	180	35	10	45	15	0	15	42	4	46	37	4	41	38	4	42	167	22	189
	金属工学科	40	160	40	0	40	31	0	31	27	0	27	30	3	33	40	2	42	168	5	173
	機械工学科	50	200	50	0	50	25	0	25	51	0	51	55	0	55	32	0	32	213	0	213
	生産機械工学科	40	160	40	0	40	22	0	22	38	0	38	44	0	44	30	0	30	174	0	174
	化学工学科	40	160	38	2	40	28	0	28	24	2	26	37	0	37	43	4	47	170	8	178
	電子工学科	40	160	39	1	40	10	0	10	38	2	40	41	1	42	36	0	36	164	4	168
	計	305	1,220	291	13	304	154	0	154	261	8	269	299	8	307	267	10	277	1,272	39	1,311
合 計	1,195	4,780	*779	416	*1,195	299	25	324	701	409	1,110	826	351	1,177	867	356	1,223	*3,472	1,557	*5,029	

(注) ※は私費外国人留学生1名を含む。

## 昭和59年度大学院学生数

(昭和59年10月1日現在)

区 分	入 学 定 員	総定員	1 年 次			2 年 次			合 計			
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	
理 学 研 究 科	数 学 専 攻	8	16	2	0	2	3(1)	0	3(1)	5(1)	0	5(1)
	物 理 学 専 攻	8	16	7	0	7	4	1	5	11	1	12
	化 学 専 攻	10	20	4	2	6	9(1)	0	9(1)	13(1)	2	15(1)
	生 物 学 専 攻	8	16	2	2	4	4	0	4	6	2	8
	地 球 学 専 攻	8	16	3	0	3	3	1	4	6	1	7
	計	42	84	18	4	22	23(2)	2	25(2)	41(2)	6	47(2)
工 学 研 究 科	電 気 工 学 専 攻	10	20	6	0	6	7	0	7	13	0	13
	工 業 化 学 専 攻	10	20	10	1	11	5	0	5	15	1	16
	金 属 工 学 専 攻	8	16	※10	0	※10	9	0	9	※19	0	※19
	機 械 工 学 専 攻	10	20	2	0	2	3	0	3	5	0	5
	生 産 機 械 工 学 専 攻	8	16	4	0	4	3	0	3	7	0	7
	化 学 工 学 専 攻	8	16	4	0	4	6	0	6	10	0	10
	電 子 工 学 専 攻	8	16	5	0	5	8	0	8	13	0	13
	計	62	124	※41	1	※42	41	0	41	※82	1	※83
合 計	104	208	※59	5	※64	64(2)	2	66(2)	※123(2)	7	※130(2)	

(注) ( )内は57年度入学者で内数である。

※は私費外国人留学生1名を含む。

## 昭和59年度専攻科学生数

(昭和59年10月1日現在)

区 分	入学定員	男	女	合 計
文 学 専 攻 科	10	4	3(2)	7(2)
教 育 専 攻 科	5	1	5	6
経 済 学 専 攻 科	10	2	0	2
合 計	25	7	8(2)	15(2)

(注) ( )内は58年度入学者で内数である。

## 昭和59年度聴講生，研究生数

(昭和59年10月1日現在)

区 分	聴 講 生			研 究 生		
	男	女	計	男	女	計
人 文 学 部	1	2	3	1	0	1
教 育 学 部	6	5	11			
経 済 学 部	4	0	4			
理 学 部	1	1	2	4	0	4
工 学 部	2	0	2	※3	0	※3
教 養 部				4	0	4
合 計	14	8	22	※12	0	※12
学 部 卒 以 上	12	5	17	※12	0	※12
上 記 以 外	2	3	5	0	0	0
合 計	14	8	22	※12	0	※12

(注) ※は中国政府派遣研究留学生1名を含む。

## 昭和59年度経営短期大学部学生数

(昭和59年10月1日現在)

区 分	入学 定員	総 定員	1 年 次			2 年 次			3 年 次			合 計			
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	
経営 学科	経営管理専攻	60	180	33	12	45	27	20	47	47	8	55	107	40	147
	経営・法律専攻	40	120	25	7	32	20	9	29	32	14	46	77	30	107
合 計		100	300	58	19	77	47	29	76	79	22	101	184	70	254

◎ 退庁，退室の際には，戸締りの徹底・電気，ガスの消し忘れ，タバコの吸殻の後始末に十分注意し，盗難の防止・火災の予防に心がけましょう!!

◎ 電気，ガス，水の省エネ・省資源に協力しましょう!!

- ◎ 積雪・凍結時の自動車等の運転は、極力取り止めましょう!!
- ◎ 積雪時は、構内除雪の障害とならないよう駐車に注意しましょう!!
- ◎ 構内での自動車等の運転は、教育・研究に支障を来さないよう安全運転に努め定められた交通方法、歩行者の安全及び騒音防止に努めましょう!!



編集 富山大学庶務部庶務課  
富山市五福 3 1 9 0  
印刷所 あけぼの企画  
富山市曙町 8 - 4  
電話 (33) 3 3 5 6(代)